

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し (二件) ……
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定の変更 …… (同) ……
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅 ……
- … (産業労働局農林水産部水産課) ……
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生 …… (同) ……

告示

● 東京都告示第十三号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号 令和五年十二月七日 多摩市一ノ宮 延長 一丁目二十一番二十四 二五・三〇 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号 令和五年二月二日 小金井市貫井 延長 北町一丁目五百七十九番一、幅員 同番五、同番八及び同番九 四・〇〇の各一部

● 東京都告示第十五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号 令和五年一月二十日 狛江市東和泉 延長 二丁目二千三百七十二番四の二部、二千三百七十七番九、二千四百六十八番一並びに二千四百六十九番二及び同番五の各一部並びに同番六 四・〇〇

● 東京都告示第十六号

漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における令和二年東京都告示第二十八号による保険に付すべき義務は、令和六年一月十二日限りで消滅する。

令和六年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

伊豆大島加入区

●東京都告示第十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年一月十三日から発生する。

令和六年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

伊豆大島加入区

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

